平成２１年（フ）第１８３９号
福岡県春日市岡本５丁目94番地
債務者　藪田　美希
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４５号
福岡県筑紫野市大字俗明院142番地７　アソシア・ヴォイス・筑紫野802号
債務者　丸田　樹里
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８７５号
福岡市博多区金の隈２―16―30フォーレス金の隈Ａ―202
債務者　松井こと　金　　秀光
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８９７号
福岡市東区高美台１―45―18
債務者　一ノ瀬和彦
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８１号
福岡県糸島郡二丈町大字松末834番地の２
債務者　増江　　勝（旧姓在津）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９８２号
福岡県糸島郡二丈町大字松末834番地の２
債務者　増江　久美
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１５号
福岡市南区塩原１丁目19番25号
債務者　吉廣　一仁
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２３号
福岡県太宰府市青葉台２丁目４番16号
債務者　福田　孝博
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２４号
福岡県太宰府市青葉台２丁目４番16号
債務者　福田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２７号
福岡市南区長住４丁目１番309号
債務者　大串　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２８号
福岡市南区長住４丁目１番309号
債務者　大串奈都子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３２号
福岡市東区奈多１丁目９番36号
債務者　酒井ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０４４号
福岡県古賀市千鳥６丁目８番８号
債務者　釘本　智宏
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０５９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字松木607番地１
アダージュ博多南605号
債務者　濱田　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０９３号
福岡市城南区茶山５丁目20番６号
債務者　宮脇　眞弓
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０９９号
福岡県春日市惣利４丁目104番地
債務者　大西　繼則
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１００号
福岡県春日市惣利４丁目104番地
債務者　大西　絹江
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３６号
福岡市西区下山門団地16番501号
債務者　今村　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部